

岩手県医療局管理規程第 15 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</p> <p>11～15 [略]</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 岩手県立中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立北上病院</td> <td>内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	[略]		<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、<u>久慈病院</u>、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</p> <p>11～15 [略]</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 岩手県立中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立北上病院</td> <td>内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、<u>皮膚外科</u>、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、 <u>皮膚外科</u> 、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	[略]	
病院名	診療科																
[略]																	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科																
[略]																	
病院名	診療科																
[略]																	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、 <u>皮膚外科</u> 、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。